

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第69号）（身体障害者リハビリテーションセンター）

京都市身体障害者リハビリテーションセンターの機能の再編及び充実を図るため、名称を京都市地域リハビリテーション推進センターに変更するとともに、新たに次に掲げる事業を行うこととしました。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う事業
- 2 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談に応じる事業
- 3 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしました。

- (1) 第3条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成27年10月1日

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 69 号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例
(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市地域リハビリテーション推進センター条例

第1条中「身体障害者（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者）」を「障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者）」に、「図るための」を「図るため、障害者の福祉に関する相談、指導、支援等を行う」に、「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に改め、同条第1号中「法」を「身体障害者福祉法（以下「法」という。）」に改め、同条第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談に応じる事業

(5) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業

第4条第1項第1号ア及び第2号ア中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第6条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

(京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部改正)

第2条 京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業

第4条第1項第1号中「第2条第2号」の右に「及び第3号」を加え、同号ア中「同号」を「同条第2号に規定する短期入所及び同条第3号」に改め、同項第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同条第2項第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第2条第2号に掲げる事業 2人

第6条第1項中「第2条第2号及び第3号」を「第2条第2号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする改正規定を削る。

第7条の改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成27年10月1日

(関係条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改める。

(1) 重要な公の施設に関する条例別表第1社会福祉関連施設の項

(2) 京都市職員の定年等に関する条例別表第3号

(身体障害者リハビリテーションセンター)